

軽井沢町児童発達支援センター
防犯カメラの設置・運用要領

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、軽井沢町が児童発達支援センター（以下「施設」という。）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることとする。

2 設置目的

防犯カメラは、施設における犯罪抑制や事故防止、施設利用者の安全確保のために設置することとする。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、施設敷地内に6台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、保健福祉課長とする。

(3) 防犯カメラの設置及び録画した画像等の管理は、管理責任者が指定した者（以下「機器設置者」という。）とする。

(4) 管理責任者は、機器設置者との円滑な連携を行うため、管理担当者を置く。

(5) 管理担当者は、管理責任者が指定した者とする。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は事務室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理することとする。

(2) 保存期間

保存期間は、60日間以内とする。

(3) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録することとする。

6 画像の利用及び提供の制限

- (1) 管理責任者は、設置目的のために必要がある場合は、管理担当者を通じて機器設置者に指示し、記録された画像等を確認するものとする。
- (2) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 町民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
 - ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合
ただし、画像を提供する場合は、上記アに基づく文書によることとする。
 - エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
- (3) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

7 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。